

福山市上下水道局広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市上下水道局（以下「局」という。）の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載対象)

第2条 広告の掲載場所は次のとおりとする。

- (1) 局の発行する印刷物
- (2) 局が管理するホームページ
- (3) 局の土地、建物、車両等の財産
- (4) その他局の資産のうち上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるもの

(広告の内容)

第3条 その内容が次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性があるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名前の広告
- (7) 人権侵害、差別若しくは名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (11) 局の業務に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (12) その他管理者が不適当と認めるもの

2 前項に定めるものその他の広告に関する基準は、「福山市広告掲載基準」を準用するものとする。

3 第1項第11号の規定に関する事項は、第6条第1項に規定する審査委員会において審査を行うものとする。

(募集方法)

第4条 広告の募集は、広告媒体、規格、掲載位置及び期間、掲載料その他広告掲載に必要な事項を定め、広告媒体ごとに募集要項を作成し、これを示して行わなければならない。

(申込)

第5条 広告掲載希望者は、広告原稿を自己の責任及び負担において作成し、福山市上下水道局広告掲載申込書に必要事項を記入し、原稿を添えて申し込みを行うものとする。

(審査委員会)

第6条 広告主の選定、広告内容その他広告事業の実施に関し必要な事項を審査するため、福山市上下水道局広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第5条の規定による申込があった場合に次に掲げる事項の審査を行うものとする。

- (1) 広告主の選定に関すること。
- (2) 広告の内容に関すること。
- (3) その他広告事業の実施に関し必要な事項

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、経営管理部長を、副委員長は、上下水道総務課長をもってあてる。
- 3 委員は、管財契約課長、広告媒体を所管する課の長をもってあてる。
- 4 委員長は、前項に定める委員のほか、審査する内容に関連する課の長を臨時の委員として加えることができる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員会の庶務は、上下水道総務課において行う。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、審査を行うため必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5 委員会の会議は、公開しない。
- 6 委員長は、第6条第2項に掲げる事項を審査する場合において、適当と認めた場合は、審査委員会に付議する事案を記載した書面を回議することにより、委員会の会議に代えることができる。

(会議結果の報告)

第9条 委員長は、前条の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過及び結果を管理者に報告するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 管理者は、委員会の審査を経て適当と認めた者のうち、広告掲載料の希望額が予定価格以上かつ最も高額な者を広告主として決定する。

2 管理者は、広告の掲載の可否を決定した後、速やかに決定内容を広告掲載申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第11条 管理者は、前条の規定により決定した広告主と広告掲載に関し、契約を締結するものとする。

(広告料の納付)

第12条 広告主は、管理者が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告原稿データ提出)

第13条 広告主は、募集要項に指定する規格及び期間で、広告原稿のデータを提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権肖像権等の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とするものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の掲載に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

(2) 広告掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(3) 広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(広告主決定の取消)

第15条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主決定を取り消し、広告掲載を中止することができる。

- (1) 広告主が虚偽の申請をしたとき。
 - (2) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (3) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
 - (4) 広告主が広告掲載料の納付期日までに広告掲載を辞退したとき。
 - (5) 広告主が、第14条各号に違反したことが判明したとき。
 - (6) その他広告掲載が不適当であると判断したとき。
- 2 局は、前項の規定により広告の掲載を中止したことにより広告主等が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を中止した場合は、既納の広告掲載料は返還しない。
- 4 管理者は、第1項の規定により広告掲載を中止したことにより、局に損害又は損失が発生したときは、当該損害又は損失の賠償を広告主に請求できるものとする。

(広告掲載料の返還)

- 第16条 前条の規定により、広告の掲載を中止した場合は、既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告掲載が決定した後、局の業務上やむを得ない事由が生じ、広告の掲載を中止したときは、この限りではない。
- 2 前項ただし書きの規定により広告掲載料を還付するときは、当該広告掲載料の納付を受けてから還付するまでの期間に対する利息を付さないものとする。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年（令和4年）7月25日から施行する。